秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年秋田市条例第56号)の一 部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7	市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務で
		あって規則で定めるもの

別表第2の15の項を次のように改める。

15	市長	結婚に伴う生活の支援に係る補	地方税関係情報であって
		助金の交付に関する事務であっ	規則で定めるもの
		て規則で定めるもの	

附則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。